

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成二十年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和三十一年法律第六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加え、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（以下「博物館」という。）の管理及び廃止に関する事（法第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、博物館のみに係るものを含む。）。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例（以下「新条例」という。）本則第一号に掲げる事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により奈良県教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事とした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に新条例本則第一号に掲げる事務に係る法令等の規定により奈良県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(奈良県立橿原考古学研究所条例の一部改正)

4 奈良県立橿原考古学研究所条例(昭和五十五年三月奈良県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第八条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。